

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年12月26日（平成30年（行情）諮問第660号）

答申日：平成31年2月28日（平成30年度（行情）答申第454号）

事件名：閲覧制限に関して図書館法による法の判断が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「図書館法による法の判断がわかる文書（閲覧制限に関しての分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月5日付け30受文科生第403号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。
開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、平成30年3月13日付けで請求のあった「図書館法による法の判断がわかる文書（閲覧制限に関しての分）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、文書不存在となる旨教示し、今後の対応について確認を行ったものの、回答がなかったことから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、「開示請求に係る行政文書を管理している」として審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不存在の妥当性について

上述のとおり、文書不存在の旨を教示し、今後の対応について確認を行ったが、回答がなかったことから、補正文書にあらかじめ記載したとおり文書の不存在を決定した。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、不開示決定を行ったところであり、審査請求人の請求

は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成31年2月13日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件は、「図書館法による法の判断がわかる文書（閲覧制限に関しての分）」の開示を求めるものであるところ、同法には閲覧制限に関しての記載はないものの、同法の担当部署において、行政文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 本件審査請求を受け、念のため、当該担当部署において、改めて行政文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司